（郵信省認可）　（本號六面）　明治二十三年三月十九日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百九十八號　水曜日
明治廿三年三月十九日
舊暦庚寅正月廿九日（己、亥）

（西暦一千八百九十年）

月出午前五時四十八分　入午後五時五十分
月出午後五時零分　入午後三時五十六分
潮汐午前四時二十一分

大演習實況報道委員派出

本月三十日より第三師管下に於て海陸聯合大演習の施行あるに付本社は特派委員數名を要所々々へ派出して其實況を詳細に讀者へ報道す可し

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價遞送廣告料へ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷ニ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の渋めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外ニ貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

農商務省

人間の慾は限りなきものにして一を得れば二を望むのみならず其既に得たるものは之を忘れて未だ曾て得ざるの風を装ひ尚甚だしきは他より恩德を蒙りながら其恩德の事は默々に附して稀に苦しめられたる其苦痛のみを計へて不平を鳴らす者さへあるにあらず即ち凡俗普通の常情にして人間も亦自儘勝手なるものと云ふ可し我輩は今の俗情を抹殺せず十分に自儘勝手なるものとして扨みゝに廣く天下の公論を聞かんと欲するは農商務省の設立以來今日に至るまで日本國中の農商民にして該省の恩德を蒙りたる者有るや無きやの一事なり抑も農商務省は農業商業工藝技術漁獵山林地質鑛山及び營業會社に關する事務を管理すと稱して省中に農務局以下凡そ九局を置き設立以來今日に至るまで九箇年の間ニ内の官制を改革し外に法令を變したること少なからず何れも皆民業を勸めて其妨害たるものを除くの趣旨なる可し元來農商の事たる人民自利の心の自發するものなれば苟も其發達を妨るものは直接に間接に之を拂はざる可らず或は國家永遠の長計の爲めには有力無害なる新法を布いて殖産の根本を養はざる可らず大藏省は既に民力に有るものを集めて又散するものなれども農商務省は其民力の發生を導くものなれば國家に關する所或は大藏省よりも重しと云ふも不可なきが如し然るに不幸なるは過般岩村大臣の演說にもある如く省の設立以來未だ方針の一定するものなく之を加ふるニ長官の更迭は頻繁にして今日に至るまで同省に限りて是れと申す可き事務の擧りたるを見ず我輩の推量或は齟齬するやも知る可らざれども試に今天下の農商ニ向ひ汝等は九箇年以來農商務省の德澤に浴して直接間接ニ便利を蒙り自家の生活營業に益したるやとあるやと尋ねたらば然り德澤を蒙りて云々と答ふる者は甚だ稀なる可し蓋し人の常情にして自家の自儘勝手に任せ、蒙りたる德を默々に附する者ならんかなれども我輩の所見に於ても其德澤の所在を指點するみと甚だ易からず然るに一方より觀察して從前同省の勢力ニ由り規則に由り條例ニ由りて發生したるものを計れば營業社會を動かしたるもの甚だ少なからざるが如し共同運輸會社の創立も專ら同省の奬勵に係り其成行は三菱會社との大競爭と爲り一轉して兩社合併と爲り今の日本郵船會社は八十八萬圓の補助金を得て僅に舊三菱會社の事を行ひ三菱の時代には二十五萬圓の補助を以て十分に出來たるものを共同運輸會社の一擧を以て其未は遂に八十八萬の要用と爲り前後の差六十三萬圓を以て年々國庫の累を成すとは隨分容易ならぬ事と云ふ可し又十州鹽田會の事も農商務省にて民業を保護せんとするの意に出でたるや疑なしと雖ども扨ては運輸會社の創立も專ら同省の奬勵に係り其成行は三菱會社との大競爭と爲り今の日本郵船會社は八十八萬圓の補助金を得て僅に舊三菱會社の事を行ひ三菱の時代には二十五萬圓の補助を以て十分に出來たるものを共同運輸會社の一擧を以て其末